

第1章 郵便事業への民間参入

第1節 我が国の郵便事業の概要

1 郵便事業の沿革

(1) 郵便制度の創設

我が国の郵便制度は、明治4年（1871年）1月24日（新暦3月14日）、東京・大阪間に「新式郵便」を開設することを内容とする太政官布告によって創設され、同年3月1日（新暦4月20日）から事業が開始されました。

翌年7月1日には、北海道の一部を除き、全国で実施されるようになりました。

この制度が「新式」と呼ばれたのは、従来の飛脚便に対するもので、飛脚便との相違点は、国営（明治6年から国の独占）、切手による料金前納、書状集メ箱（ポスト）の設置、あて所配達、全国均一料金（明治6年から実施）などがあります。

新式郵便制度を短期間に全国に普及させることは、当時の国家財政力では非常に困難でありましたので、駅逡頭の前島密は、各地の名主や資産家などに郵便取扱役という辞令を与え、土地や建物の無償提供によって、郵便取扱所を開設しました。

これにより、当時、郵便取扱所などと呼ばれた郵便局は、創業の明治4年には179局でしたが、翌年には1159局に増加しました。そのうち国が直接経営していた郵便局は21局でした。

郵便の業務内容も、社会の要請を背景に次第に整備されていきました。明治4年12月5日（新暦1月14日）、初めての「郵便規則」が施行され、新聞等に対する低額料金制の採用等、また、同6年には郵便物の全国均一料金制を実施するとともに、郵便葉書を発行しました。明治4年から15年までは、制度や取扱方法の改正が多く実施され、制度的に固まってきた明治16年1月には、郵便事業は法律的に体系化され「郵便条例」が施行されました。郵便条例では、郵便物の種類を、第一種（書状）、第二種（郵便葉書）、第三種（毎月1回以上発行する定時印刷物）、第四種（書籍、各種印刷物等。明治22年に農産物種子、明治23年には蚕種が追加）としたほか、地方行政機関の発する公用郵便物の料金を後納による一括

納付とするしくみなどが設けられました。

明治33年(1900年)3月12日には、郵便条例その他規則を廃止し、「郵便法」が公布され同年10月1日から施行されました。この郵便法は、昭和23年(1948年)1月1日に現行の郵便法が施行されるまでの約48年間、郵便の基本法でした。

その他、明治10年には、万国郵便連合(UPU)に加盟し、郵便局での外国郵便物の取扱を開始しました。また、同25年からは、小包郵便物の取扱を開始しました。

(2) 郵便事業の現状

通常郵便物の引受総数は、戦後、昭和21年度には25億8000万通でしたが、同31年度には51億5100万通、同41年度には95億8000万通と、我が国の高度経済成長とともに利用は年々増大を続けました。このため、郵便物の引受から配達までの過程の大部分を占める局内での区分作業を従来の手作業から機械化により効率的に処理するため昭和43年から郵便番号制(3桁又は5桁)が導入されました。郵便番号制は、さらなる事業効率化のため、平成10年から新郵便番号制(7桁)に移行しました。

また、昭和59年には輸送方式を従来の鉄道を主体とした輸送体系から自動車及び航空機を主体とした輸送体系へ転換しました。

最近の通常郵便物の引受物数は、平成13年度の262億通をピークに、その後は毎年減少傾向にあり平成15年度は248億通となっています。

2 日本郵政公社の設立

郵便事業は国の直営事業として実施されてきましたが、平成8年11月に発足した行政改革会議(会長：内閣総理大臣)において、国の行政の役割を「官から民へ」、「国から地方へ」という基本的な視点から見直すこととされ、このような行政機能の減量、効率化の一環として、郵政事業については国の直営を改め「三事業一体として新たな公社」により実施することとされました(平成9年12月「行政改革会議最終報告書」)。これを受け、平成10年には中央省

庁等改革基本法が制定され、郵政公社の制度設計についての基本的な枠組みが示されました。これによると、郵便事業の所管省である郵政省は総務庁及び自治省とともに平成13年1月に総務省へ改編することとされ、総務省の外局として設置される郵政事業庁が郵便事業を実施することとなりました。さらに、郵政事業庁は同15年中に、郵政公社に移行することとされました。これらを踏まえ、平成13年8月から、総務大臣主催の「郵政事業の公社化に関する研究会」が開催され、同年12月に中間報告がとりまとめられました。

この中間報告に基づき、総務省は、「日本郵政公社法案」、「日本郵政公社法施行法案」等を第154回通常国会に提出し、これらの法案は一部修正の上、平成14年7月に可決・成立しました。これらの法律は、平成15年4月1日に施行され、同日からそれまで国が直営で実施していた郵便事業は特殊法人である日本郵政公社が実施することとなりました。

第2節 郵便事業への民間参入についての政府部内での検討

1 行政改革の流れ

郵便事業への民間事業者の参入については、行政改革会議最終報告（平成9年12月）及び中央省庁等改革基本法において、政府はその具体的条件の検討に入ることとされました。さらに、行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）において、郵政公社化に併せて実現することとされました。

行政改革会議最終報告（平成9年12月3日）抄

2 減量(アウトソーシング)の在り方

(1) 現業の改革

郵政事業

オ 郵便事業への民間企業の参入について、その具体的条件の検討に入る。

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）抄

第33条

3 政府は、郵便事業への民間事業者の参入について、その具体的条件の検討に入るものとする。

行政改革大綱（平成12年12月1日 閣議決定）抄

中央省庁等改革の的確な実施

1 省庁再編のメリット発揮等

(3) 郵政事業

イ 郵政事業への民間参入

中央省庁等改革基本法で定められた郵便事業への民間事業者の参入については、郵政公社化に併せて実現することとする。

2 郵政事業の公社化に関する研究会

これらを踏まえ、平成13年8月から、郵政公社の制度及び郵便事業への民間事業者の参入について幅広く有識者との意見交換等を行うことを目的に総務大臣主催の「郵政事業の公社化に関する研究会」が開催されました。

同研究会では、中央省庁等改革基本法の枠組みを具体化するため、平成13年8月30日の初会合以来8回の会合を開催しました。郵便事業への民間事業者の参入については、主に研究会の下に設けた「郵便民間参入政策ワーキンググループ」(主査：田尻嗣夫 東京国際大学教授)において専門的検討が行われました。

その間、有識者等からの意見聴取、地方における公聴会等を行うとともに、同年11月13日に「中間報告骨子案」を公表し、広く国民一般の意見も募集したところ多数の意見が寄せられました。こうした意見も踏まえ、郵便事業への民間参入制度の骨格となる考え方を同年12月20日に中間報告としてとりまとめ公表しました。この中間報告において、郵便事業への民間参入の基本的考え方として、郵便のユニバーサルサービスの確保を前提とした上で、競争導入による価格の低廉化、サービスの向上・高度化といった国民利用者の利益の増進を図っていく必要がある、と提言されました。

その後、ワーキンググループでさらに検討が行われ、これらの検討を踏まえつつ、研究会の最終報告が平成14年8月2日にとりまとめられ、公表されました。

郵政事業の公社化に関する研究会中間報告平成13年12月<抜粋>

中間報告のポイント

第2部 郵便事業への民間事業者の参入の在り方

1 郵便事業への民間参入の在り方

- (1) ユニバーサルサービスの確保を可能としながら競争の効果が発揮される現実の政策となりうる選択肢として、条件付全分野への参入、部分的自由化、段階的自由化が考えられる。
- (2) このうち、競争の効果を重視する観点からは、当初から全分野への参入を可能とする条件付全分野への参入の選択肢を採用することが考えられる。
- (3) 条件付全分野への参入の場合、ユニバーサルサービスを確保するために、少なくとも 利用しやすい全国均一料金、全国における原則毎日一通からの引受・配達、 随時、簡便、かつ信書の秘密が保護される差出方法の確保という条件を課す必要がある。
- (4) また、創意工夫を凝らした高い付加価値を有するサービスを行う事業者については、ユニバーサルサービスへの影響を勘案した上で、個別に参入を認める措置が考えられる。

2 郵便事業の民間参入に関連する主要な検討課題

- (1) 信書の秘密の保護、誤配された信書の還付・開封の手続など利用者保護のための措置を講ずる必要がある。
- (2) 競争に対応し、ユニバーサルサービスを確保しつつ一層のサービス向上、経営効率化などが図れるように、柔軟な料金設定など公社の経営自由度の拡大が必要である。
- (3) 公社と民間事業者との提携による郵便ネットワークの有効利用に向けて検討する必要がある。

郵政事業の公社化に関する研究会最終報告平成14年8月<抜粋>

最終報告のポイント

第2部 郵便事業への民間事業者の参入の在り方

(上記中間報告のポイントから変更なし)

第3部 新公社に期待すること及び郵便への民間参入に関する意見

2 郵便事業への民間参入に関する主要な検討課題

競争原理による合理化が極めて有効であるので、公社としても、民間参入を図る具体的な方策を今後とも研究し続けるべき。

民間参入を防ぐのではなくあくまでも国民生活にとってプラスになるような想定の下で競争できるよう力をつけることが大事

新たに参入する民間事業者についても、信書の秘密が保護される措置が必要。公社も含めて、顧客情報の取り扱いについて特別の配慮をする必要。

大店法の規制緩和の際、商店街の空洞化が進んだ後の大型店の撤退による問題が発生。この場合の消費者への影響は、特に社会的弱者にしわ寄せ。郵便事業の場合は、地域住民への影響は大きく撤退について何らかの対応が必要。

第3節 郵便事業への民間参入を可能とするための制度の創設

1 民間事業者による信書の送達に関する法律等の制定

総務省では「郵政事業の公社化に関する研究会」の「郵便民間参入政策ワーキンググループ」の中間報告を踏まえ、「民間事業者による信書の送達に関する法律案」、「民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、平成14年4月26日の閣議決定を経て、同年5月7日に第154回通常国会に提出しました。

国会においては、同年5月21日の衆議院本会議においてこれらの法案の趣旨説明と質疑が行われた後、衆議院総務委員会に付託され審議されました。同年7月9日に衆議院本会議で可決された同法案は参議院に送付され、同年7月10日から参議院本会議において趣旨説明と質疑が行われた後、参議院総務委員会に付託され審議されました。同法案は、同年7月24日参議院本会議にて可決・成立し、同年7月31日に公布され、平成15年4月1日から施行されました。(図表1参照)

図表 1 【第 154 回通常国会における審議状況】

開催日	会議	備考
14.5.21	衆・本会議	趣旨説明
14.5.30	衆・総務委員会	提案理由説明
14.6.4	衆・総務委員会	
14.6.6	衆・総務委員会	
14.6.11	衆・総務委員会	参考人招致：ヤマト運輸株式会社、全通信労働組合、竹富島交通観光ガイド
14.6.13	衆・総務委員会	参考人招致：作新学院大学大学院教授、株式会社日通総合研究所、東京大学教授
14.6.25	衆・総務委員会	
14.6.27	衆・総務委員会	
14.7.2	衆・総務委員会（派遣委員団）	地方公聴会：北海道内、熊本県内
14.7.4	衆・総務委員会	
14.7.5	衆・総務委員会	委員会採決(可決)
14.7.9	衆・本会議	本会議採決(可決)
14.7.10	参・本会議	趣旨説明
14.7.11	参・総務委員会	提案理由説明
14.7.16	参・総務委員会	
14.7.17	参・総務委員会	参考人招致：宮城県白石市長、福井県名田庄村長、鳥取県智頭町長
14.7.18	参・総務委員会	
14.7.22	参・総務委員会（派遣委員団）	地方公聴会：新潟県内
14.7.23	参・総務委員会	委員会採決(可決)
14.7.24	参・本会議	本会議採決(可決)・成立

なお、衆・参両院における法案可決時には、それぞれ附帯決議が採択されています。

民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

[平成十四年七月五日 衆議院総務委員会]

政府は、左記事項について所要の措置を講ずべきである。

- 一 信書の送達に当たっては、ユニバーサルサービスを確保するための必要な措置をとること。
- 二 信書の定義に従い信書の範囲に関するガイドラインを作成するに当たっては、あくまで国民・利用者の立場から法文に忠実に基づいて行ない、「民間事業者に業務を行わせるため」の意図的な解釈は行わないこと。また、ダイレクトメールについては基本的に信書に当たること。さらに信書による通信が国民の思想、表現の自由に密接な関わりを有するものであることを踏まえ、信書の秘密の確保に悪影響を及ぼすことがないようにすべきこと。
- 三 民間事業者によるクリームスキミングを防止するため、信書の範囲についてのガイドラインが遵守されるよう、国民・利用者への周知をはじめ必要な措置を講じること。
- 四 民間事業者の参入条件に関する省令を定めるに当たっては、全国のすべての地域において民間参入の効果が享受できるように、地方自治体や地域住民の意見を十分に尊重すること。特に信書便差出箱の設置基準については、概ね公社の郵便差出箱と同水準のものとし、市町村毎に最低設置数を設けること。
- 五 信書便差出箱の設置以外の引受け方法に関する省令を定めるに当たっては、信書便差出箱の設置による場合と同様に、全国すべての地域において住民がいつでも簡便に利用でき、かつ、信書の秘密が確実に確保されるように、基準を定めることとし、利用者の意見を十分に聴取した上で決定すること。

民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

〔平成十四年七月二十三日 参議院総務委員会〕

本法の施行により、民間参入制度が創設されることとなるが、国民生活に不可欠な信書送達のユニバーサルサービスは引き続き堅持する必要がある。政府は、この点を銘記するとともに、この法律の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 信書の範囲に関するガイドラインは、あくまで法律に規定された定義規定に基づき、これに忠実に作成すること。なお、ダイレクトメールについては、基本的に信書に当たるものとする。
- 二 信書の範囲については、信書の送達が憲法で保障された国民の思想及び表現の自由に密接な係わりを有するものであることにかんがみ、本委員会での審査を踏まえ、ガイドラインの作成に当たって民間事業者の利益を優先する形の意図的な解釈を行うことは、厳に避けること。
- 三 民間事業者によるクリームスキミングを防止するため、信書の範囲に関するガイドラインが有効に機能するよう、国民・利用者への周知を十分図るなど所要の措置を講ずること。
- 四 信書便差出箱の設置基準については、利用者の利便を最大限考慮し、日本郵政公社の郵便差出箱の設置状況を基礎として定めることとし、市町村ごとに最低設置数を設けるとともに、信書便差出箱が市町村内に満遍なく設置されるものとする。また、地方自治体や地域住民の要望を十分に尊重すること。
- 五 信書便差出箱の設置以外の引受方法に関する省令については、利用者の意見を十分に聴取した上で、信書便差出箱の設置と同様、全国すべての地域において利用者の随時かつ簡易な差出しが可能であり、かつ、信書の秘密の保護が確実に確保されるような基準に限るよう定めること。

2 民間事業者による信書の送達に関する法律

民間事業者による信書の送達に関する法律（信書便法）の概要は以下のとおりです。

1 目的（第1条）

民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、信書の送達の役務のあまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図る。

2 信書便事業の種類（第2条）

(1) 一般信書便事業（全国全面参入型）

一般信書便役務^(注)を含む信書便の役務を提供する事業

(注)一般信書便役務とは、次のいずれにも該当する信書便の役務
長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm及び3cm以下であり、かつ、重量が250g以下の信書便物を送達するもの。
国内において信書便物が差し出された日から原則3日以内に送達するもの。

(2) 特定信書便事業（特定サービス型）

次のいずれかに該当する信書便の役務（特定信書便役務）のみ提供する事業

長さ、幅、厚さの合計が90cm超、又は重量4kg超の信書便物を送達するもの。

3時間以内に信書便物を送達するもの。

1,000円を下回らない範囲内の額を超える信書便物を送達するもの。

3 適用除外（第3条）

信書便事業について、郵便法第5条（他人の信書送達の禁止）の適用除外規定を設ける。

4 信書便事業の参入条件等

【一般信書便事業】

(1) 事業許可

一般信書便事業は、総務大臣の許可制とする（第6条）。

許可基準は、次のとおりとする（第9条）。

事業計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

全国における一般信書便役務に係る信書便物の引受・配達の計画を含むこと。

- ・ 信書便差出箱の設置その他の随時かつ簡易な差出可能な引受方法
 - ・ 週6日以上配達を行うことができる方法
- その他事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(2) 料金属出

一般信書便役務に関する料金は、事前届出制とする（第16条）。

配達地により異なる額が定められていないこと（全国均一料金）。

重量 25g 以下であって一定の大きさ及び形状の信書便物の料金が総務省令で定める額（80円）を超えないこと。

定率又は定額をもって明確に定められていること。

不当な差別的取扱いをするものでないこと。

【特定信書便事業】

事業許可

特定信書便事業は、総務大臣の許可制とする（第29条）。

許可基準は、次のとおりとする（第31条）。

事業計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

その他事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

【一般・特定信書便事業共通】

- (1) 検閲の禁止及び秘密の保護
取扱中に係る信書便物の検閲を禁止する（第4条）。
取扱中に係る信書の秘密の侵害を禁止するとともに、在職中知り得た他人の秘密を退職後も漏洩することを禁止する（第5条）。
- (2) 信書便約款の認可（第17条）
- (3) 信書便物であることの表示義務（第20条）
- (4) 受取人に送達できない場合、差出人に還付できない場合の信書便物の管理（第21条）
- (5) 信書便物の秘密保護の観点から、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を策定する義務及びその認可（第22条）
- (6) 業務委託、信書便事業者間の協定の認可（第23条～第25条）
- (7) 事業改善命令、事業許可の取消し等の監督（第26条～第28条）

【その他】

- (1) 郵便法第5条の改正（信書便整備法参照）により信書の定義を規定し、これを引用（第2条）

「信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）」（郵便法第5条）

- (2) 許可基準等に関する省令の制定、許可等の処分をするときの審議会への諮問の義務付け（第37条）

5 施行期日

この法律は、平成15年4月1日から施行する。

3 信書便整備法及び信書便整備令

信書便整備法及び信書便整備令（平成14年12月18日公布、同15年4月1日施行）では、民間事業者が行う信書の送達事業に関係する諸法律（56本）及び政令（34本）について所要の規定の整備等を一括して行いました（図表2～3参照）。

その内容は、以下のとおりです。

(1) 信書の定義に関する規定の整備

郵便法第5条第2項の改正により、信書の定義を「信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）」と規定しました。

(2) 郵便の利用に関する規定の整備

郵便の利用に関する規定が置かれている諸法律及び政令について、信書便の利用が可能であるとして、次の分類により所要の規定の整備を行いました。

郵便請求規定

国民に対し郵便による公的書類の請求又は受取を認めている規定について、信書便によるものを追加

郵便送達規定

官公庁から発する書類の送達に郵便を用いている規定について、信書便を用いる場合を追加

期間計算の特例を定める規定

郵便により公的申請等を行った場合の郵送日数については、申請等の期間に算入しないこととする規定について、信書便による場合を追加

(3) その他

その他の関係法律・政令について、所要の規定の整備を行いました。

図表2 【信書便整備法で整備等を行った法律一覧】

番号	法律名	法律番号
1	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	平成8年法律第95号
2	地方自治法	昭和22年法律第67号
3	郵便法	昭和22年法律第165号
4	政治資金規正法	昭和23年法律第194号
5	公職選挙法	昭和25年法律第100号
6	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律	昭和25年法律第179号
7	地方税法	昭和25年法律第226号
8	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律	昭和25年法律第292号
9	地方公務員等共済組合法	昭和37年法律第152号
10	行政不服審査法	昭和37年法律第160号
11	住民基本台帳法	昭和42年法律第81号
12	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律	昭和63年法律第95号
13	総務省設置法	平成11年法律第91号
14	不動産登記法	明治32年法律第24号
15	公証人法	明治41年法律第53号
16	破産法	大正11年法律第71号
17	手形法	昭和7年法律第20号
18	小切手法	昭和8年法律第57号
19	戸籍法	昭和22年法律第224号
20	刑事訴訟法	昭和23年法律第131号
21	会社更生法	昭和27年法律第72号
22	商業登記法	昭和38年法律第125号
23	執行官法	昭和41年法律第111号
24	民事訴訟費用等に関する法律	昭和46年法律第40号
25	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律	昭和50年法律第94号
26	民事執行法	昭和54年法律第4号
27	電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律	昭和60年法律第33号
28	民事訴訟法	平成8年法律第109号
29	民事再生法	平成11年法律第225号
30	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律	平成12年法律第129号
31	関税法	昭和29年法律第61号
32	国家公務員共済組合法	昭和33年法律第128号
33	国税通則法	昭和37年法律第66号
34	登録免許税法	昭和42年法律第35号

35	消費税法	昭和 63 年法律第 108 号
36	労働関係調整法	昭和 21 年法律第 25 号
37	労働基準法	昭和 22 年法律第 49 号
38	覚せい剤取締法	昭和 26 年法律第 252 号
39	社会保険審査官及び社会保険審査会法	昭和 28 年法律第 206 号
40	労働保険審査官及び労働保険審査会法	昭和 31 年法律第 126 号
41	中小企業退職金共済法	昭和 34 年法律第 160 号
42	植物防疫法	昭和 25 年法律第 151 号
43	家畜伝染病予防法	昭和 26 年法律第 166 号
44	農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律	平成 12 年法律第 95 号
45	特許法	昭和 34 年法律第 121 号
46	小規模企業共済法	昭和 40 年法律第 102 号
47	中小企業倒産防止共済法	昭和 52 年法律第 84 号
48	水難救護法	明治 32 年法律第 95 号
49	鉄道抵当法	明治 38 年法律第 53 号
50	道路運送車両法	昭和 26 年法律第 185 号
51	土地収用法	昭和 26 年法律第 219 号
52	道路法	昭和 27 年法律第 180 号
53	土地区画整理法	昭和 29 年法律第 119 号
54	都市公園法	昭和 31 年法律第 79 号
55	流通業務市街地の整備に関する法律	昭和 41 年法律第 110 号
56	都市再開発法	昭和 44 年法律第 38 号

図表 3 【信書便整備令によって整備等を行った政令一覧】

番号	政令名	政令番号
1	道路交通法施行令	昭和 35 年政令第 270 号
2	自衛隊法施行令	昭和 29 年政令第 179 号
3	公職選挙法施行令	昭和 25 年政令第 89 号
4	公害紛争処理法施行令	昭和 45 年政令第 253 号
5	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律施行令	平成元年政令第 260 号
6	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令	平成 12 年政令第 41 号
7	鉱害賠償登録令	昭和 30 年政令第 27 号
8	公証手数料令	平成 5 年政令第 224 号
9	債権譲渡登記令	平成 10 年政令第 296 号
10	後見登記等に関する政令	平成 12 年政令第 24 号
11	国税犯則取締法施行規則	明治 33 年勅令第 52 号
12	関税法施行令	昭和 29 年政令第 150 号
13	外国為替令	昭和 55 年政令第 260 号

14	対内直接投資等に関する政令	昭和 55 年政令第 261 号
15	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令	昭和 55 年政令第 300 号
16	消費税法施行令	昭和 63 年政令第 360 号
17	私立学校教職員共済法施行令	昭和 28 年政令第 425 号
18	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令	平成 14 年政令第 44 号
19	漁業登録令	昭和 26 年政令第 292 号
20	鉱業登録令	昭和 26 年政令第 15 号
21	特定商取引に関する法律施行令	昭和 51 年政令第 295 号
22	特定鉱業権関係登録令	昭和 53 年政令第 382 号
23	土地収用法施行令	昭和 26 年政令第 342 号
24	道路法施行令	昭和 27 年政令第 479 号
25	土地区画整理法施行令	昭和 30 年政令第 47 号
26	建設業法施行令	昭和 31 年政令第 273 号
27	道路整備特別措置法施行令	昭和 31 年政令第 319 号
28	高速自動車国道法施行令	昭和 32 年政令第 205 号
29	ダム使用権登録令	昭和 42 年政令第 2 号
30	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	昭和 50 年政令第 306 号
31	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令	平成 12 年政令第 500 号
32	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令	平成 12 年政令第 138 号
33	漁業法施行令	昭和 25 年政令第 30 号
34	農業委員会等に関する法律施行令	昭和 26 年政令第 78 号

4 信書便法関係の総務省令等

信書便法施行規則（平成 15 年総務省令第 27 号）、信書便法関係審査基準（平成 15 年総務省訓令第 9 号）などをパブリックコメントを経て制定し、信書便法の施行日（平成 15 年 4 月 1 日）に合わせて施行しました。（巻末資料 5 参照）

5 信書のガイドライン

信書の考え方を明らかにするとともに、信書に該当する文書を分かりやすく示すことを目的として、「信書に該当する文書に関する指針」を定め、平成 15 年 4 月 1 日に告示しました。

「信書に該当する文書に関する指針」の概要

1 基本的な考え方

- (1) 「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に定義されています。
- (2) 「特定の受取人」とは、差出人がその意思又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことです。
- (3) 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることです。
- (4) 文書とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことです（電磁的記録物を送付しても信書の送達には該当しません）。

2 具体例

信書に該当する文書	信書に該当しない文書
<p>書状</p> <p>請求書の類 類例：納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書</p> <p>会議招集通知の類 類例：結婚式等の招待状、業務を報告する文書</p> <p>許可書の類 類例：免許証、認定書、表彰状</p> <p>証明書の類 類例：印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し</p> <p>ダイレクトメール ・文書自体に受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書</p>	<p>書籍の類 類例：新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター</p> <p>カタログ</p> <p>小切手の類 類例：手形、株券</p> <p>プリペイドカードの類 類例：商品券、図書券</p> <p>乗車券の類 類例：航空券、定期券、入場券</p> <p>クレジットカードの類 類例：キャッシュカード、ローンカード</p> <p>会員カードの類 類例：入会証、ポイントカード、マイレージカード</p> <p>ダイレクトメール ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの</p>